

## 三次市地域公共交通計画 骨子 (案)

## 第1章 本計画の概要

## 1.1. 計画策定の趣旨

全国的に公共交通をとりまく環境は年々厳しさを増しています。これを受け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部が改正（年内施行予定）され、従来の地域づくり・まちづくりとの戦略的な連携に加えて、公共交通以外の移動資源も総動員して住民の移動手段を支える方向性が提示されました。

本計画は、上記法律を根拠とし、市民の暮らしを支える持続可能な地域公共交通体系の形成を図る基本計画（マスタープラン）として、基本的な方針や事業内容等を定めるものです。

## 1.2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 1.3. 計画対象区域

本計画の対象区域は、三次市域とします。

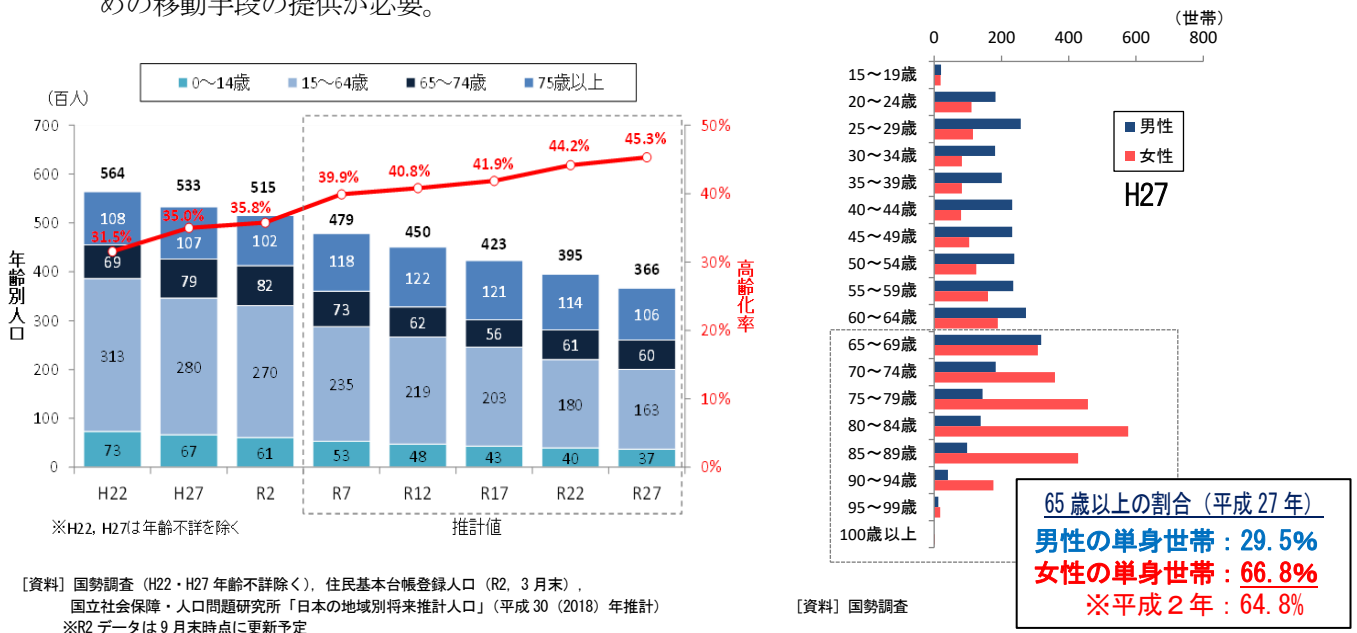
## 1.4. 本計画の位置づけ

- 本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（一部改訂）」に基づき策定する計画
- 「三次市まち・ゆめ基本条例（平成18年4月施行）」、「第2次三次市総合計画（改訂版、平成30年12月策定）」等、関連計画と整合を図ります。

## 第2章 公共交通に係る現状と課題

## 2.1. 公共交通をとりまく環境

○人口減少及び高齢化が急進。また単身世帯（特に高齢女性）が年々増加し、かつ、65歳以上の女性の過半数は運転免許非保有。よって、高齢者を含めた車を運転できない市民に対し、生活のための移動手段の提供が必要。



〔資料〕国勢調査（H22・H27年齢不詳を除く）、住民基本台帳登録人口（R2、3月末）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）※R2 データは9月末時点に更新予定

〔資料〕国勢調査

図 高齢化率と将来人口の見通し

図 単身世帯における世帯主の性別・年齢別世帯数

○交通事故の発生件数をみると、本市は県平均と比べて高齢者関連の割合が高い。運転免許を返納しやすい環境づくりが必要。

○市中心部に商業施設や総合病院等が位置するため、市中心部までの移動手段の確保が必要。

○旧町村部では、各地域の中心部に商店や診療所等が位置し、日常生活を各地域内で営む市民が多い。こうした地域の生活交通は、実情に合わせて地域各々で考えることが必要。

## 2.2. 公共交通の現状

- 市内で運行する公共交通の利用者数は、長期的・全体的に減少傾向。かつ新型コロナウイルス感染症の影響で激減し、従前に戻ることは容易ではない。これからも減少が懸念。
- 三次市民バスは、例えば自宅付近での乗降、乗換の円滑化、暮らしの維持に必要な区域外への連絡など、利用者のニーズに合った見直しが必要。
- 路線バス、三次市民バスでは、利用者が極端に少ない路線が存在。平均して乗車人員が1人に満たない路線など、極端に利用者数の少ない路線については見直しが必要。
- 路線バス事業者では乗務員不足及び高齢化が深刻な問題。民間事業者の問題ではなく、地域交通の確保・維持の大きな障害として捉え、対策を講じることが必要。
- 三次市相乗りタクシー事業は、十分に活用されていない。事業内容の周知、及び（財政制約に留意しながら）ニーズに合わせた見直しが必要。
- 本市は、公共交通に関して概ね3億円の予算措置を講じている。公共交通を持続可能なものにするために、一定の予算に対して、最適な公共交通になるように改善の継続が必要。

## 2.3. 三次市地域公共交通網形成計画の取組状況

現行計画である形成計画の目標達成に向けて、下表に示す計画事業を進めてきました。

形成計画の4つの目標	
目標①	幹線交通と地域内生活交通が連携する公共交通体系の構築により、公共交通を誰もが利用できるような環境を整える
目標②	公共交通に関して、可能な限りニーズに対応し、持続可能な運行サービスを整備することで市民の満足度を向上させる
目標③	地域内生活交通の改善・活性化等に関する地域住民の参画、幹線交通と地域内生活交通との接続環境の改善、公共交通に関する情報提供の充実等により、公共交通の利用を促進する
目標④	将来にわたって持続可能な公共交通体系を実現するため、現在よりも市の財政負担が増加しないよう、非効率な公共交通の効率化やサービス内容の見直しを図る

### ○取り組んできた9つの事業

形成計画の事業	主な取組状況	実施主体
[事業1]路線バスの運行・改善	●経常収支率を指標とした再編を推進	民間バス事業者、三次市
[事業2]市街地循環バスの運行・改善	●市街地循環バス（くるるん）の運行 ●湯本豪一記念 日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）開館に伴い、同施設へ乗り入れ	三次市、民間バス事業者
[事業3]三次市民バス等の運行・改善	●路線の再編（君田，作木） ●一部フリー乗降化（君田，作木，吉舎） ●三次市甲奴健康づくりセンター（ゆげんき）乗り入れ（甲奴）	三次市、民間交通事業者、三次広域商工会、市民（住民自治組織等）
[事業4]自家用有償旅客運送の運行支援	●さくぎニコニコ便を運行 ●運行曜日の増加 ●イベント便運行開始	運営団体（NPO法人元気むらさくぎ）、三次市
[事業5]三次市民タクシー制度の改善・利用促進	●制度の見直し（より多くの市民が利用できるように「三次市相乗りタクシー事業」開始）	三次市、タクシー事業者、住民自治組織等
[事業6]乗継環境の改善	●三次駅前バス乗り場等への案内看板の設置 ●バス待合所の設置（塩町中学校前，丸大食品前停留所） ●地域住民による待合所の清掃活動実施	三次市、民間交通事業者、市民
[事業7]地域内生活交通検討会の開催	●住民主導で地域交通を考える検討会を設置，開催	住民自治組織，三次市，民間交通事業者
[事業8]公共交通の利用促進策の推進	●バスの乗り方教室の実施 ●「子ども乗り放題バス」発売 ●観光施設を掲載したバス・鉄道マップ作成	三次市，民間交通事業者，各種関連団体，市民
[事業9]高齢者運転免許自主返納支援の推進	●三次市高齢者運転免許自主返納支援事業を推進	三次市，広島県警察

目標の達成状況を把握するため、各目標に対応する評価指標を定めています。

形成計画の評価指標	目標	達成状況	対応する目標
A. 公共交通の利用者数	平成26年の値(約284,000人)を維持する	【×】利用者数が減少し、未達成 令和元年の値：198,780人(精査中)	目標① 目標③
B. 公共交通空白地域の集落数	平成27年の値(106集落)を半減する	【○】0集落のため、目標達成 平成30年度より開始した「三次市相乗りタクシー事業」により、空白地域は0集落へ。ただし、制度の普及は十分ではなく、更なる周知徹底や、より使いやすい制度への見直しが必要。	目標①
C. 公共交通への評価	平成26年度結果(16%)を上回る ↓ ※基準年、評価年ともに、別途調査(総合計画策定時の市民アンケート)結果を使用	【×】評価が下がり、未達成(交通の利便性) 平成24年調査による満足割合：28.5% 平成29年調査による満足割合：27.2%	目標②
D. 公共交通に係る財政負担	平成26年度の値(約18,000万円)と同等以下にする	【×】負担額が増加し、未達成 令和元年度の値：23,124万円	目標④



公共交通の利用者の減少が継続し、その結果として市負担額が増加。そのため、積極的な利用促進策の推進とあわせて、利用ニーズへの対応やサービス効率化の取り組みが必須。

### 第3章 公共交通体系づくりに向けた取組

#### 3.1. 基本的な方針と目標

##### 基本的な方針

##### しあわせの実感につながる公共交通づくり

～市民一人ひとりの暮らしに合った移動支援の実現～

三次市が「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」であるために、まちづくりを支える公共交通等を、市民、交通事業者、行政等の関係主体が協働で守り、育てることで、市民一人ひとりのしあわせの実感につながる、暮らしに合った移動環境の実現を目指します。

##### 目標1

地域実態や社会情勢に応じて、持続できる公共交通体系をつくる

これからも本市で快適に住み続けるためには、地域内・地域間・市内外などの移動を誰もが利用できる公共交通で確保し、維持することが必要です。そのため、路線バス、三次市民バス等において収支状況を検証して、住民自治組織単位で設置される「地域内生活交通検討会」と連携し、必要なサービス改善を図ります。

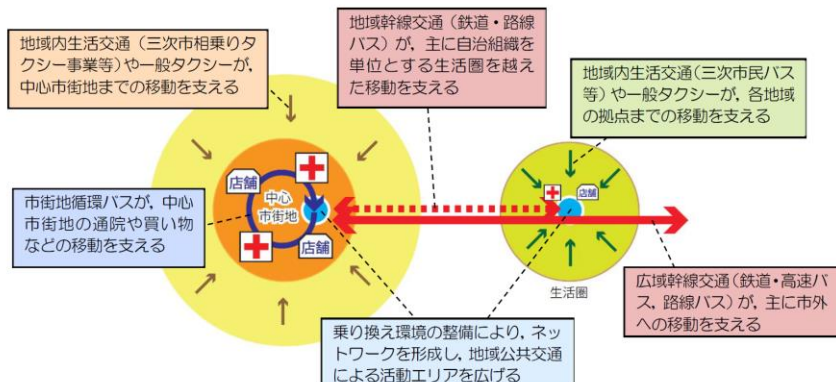


図 公共交通の機能・役割イメージ

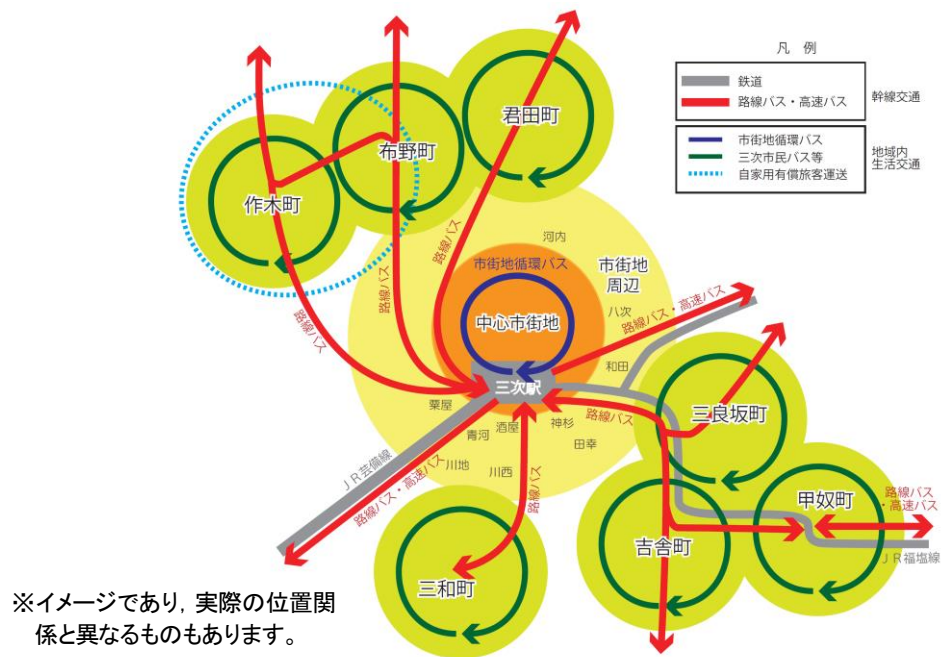


図 本市の公共交通体系イメージ

【評価指標】※目標値は検討中

- 公共交通の利用者数
- 公共交通に係る本市の財政負担額
- 市内の路線バスにおける経常収支率が20%を下回る系統の割合

## 目標2 高齢者など誰もが安心して暮らせるための、移動手段を確保する

人口減少、高齢化の進行や、運転免許を持たない高齢女性の単身世帯の増加等に伴い、暮らしの移動手段に困る市民が今後増える可能性があります。また一方で、市内の交通事故をみると高齢者に関する割合が高くなっています。そのため、自家用有償旅客運送の維持や三次市相乗りタクシー事業の普及を図り、より多くの市民の移動手段を確保します。また、運転に不安を感じた高齢ドライバーが、安心して自動車運転免許証を返納できる環境づくりを進めます。

【評価指標】※目標値は検討中

- 三次市相乗りタクシー事業の申請者数
- 三次市高齢者運転免許自主返納支援事業の申請者数

## 目標3 公共交通の利用促進を図るなど、事業が維持できる環境を整える

利用が低迷する公共交通を持続可能なものとするためには、各サービスの利用者数を増加・維持することで収益改善を図るとともに、公共交通事業に対する市民の理解を得ることが必要です。そのため、関連する情報提供の充実や、市民が公共交通に触れる機会の創出など、公共交通の利用促進を推進します。さらに、乗務員等の人材不足は公共交通事業の維持を図る上で大きな障害になっており、交通事業者と本市とが連携して状況の改善に努めます。

【評価指標】※目標値は検討中

- 公共交通の利用者数（再掲）
- 公共交通の乗り方教室の実施回数
- 鉄道利用促進イベントの参加者数



### 3.2. 目標を達成するための実施事業

本計画の目標を達成するため、計画期間において次の事業に取り組めます。(なお本編では、各事業の実施主体、スケジュールを記載します。)

計画事業	概要	対応目標
<b>【事業1】路線バスの運行・改善</b>	○路線バスを民間バス事業者が運行。国、県、三次市が支援。 ○持続可能な移動手段となるように路線や便を見直す。 ○利便性向上を図るため、フリー乗降区間の拡大に努める。	目標1
<b>【事業2】市街地循環バスの運行・改善</b>	○民間バス事業者の協力のもと、三次市が市街地循環バスを運行。 ○一部区間で路線バスとの重複もあるため、一体的に効率的な市街地のバス路線について検討。	
<b>【事業3】三次市民バス等の運行・改善</b>	○三次市民バス等を、原則として、週2日の頻度で運行。 ○ほとんど利用者のいない路線や便は、運行内容を見直す。 ○利便性向上を図るため、「地域内生活交通検討会(事業7参照)」等において、定期的に運行内容の見直し。	
<b>【事業4】自家用有償旅客運送の運行・改善</b>	○自家用有償旅客運送(さくぎニコニコ便)をNPO団体が運営。三次市が支援。 ○他の地域で、導入に必要な諸条件が整い、かつ高い住民ニーズがある場合においては、自家用有償旅客運送の導入検討等を三次市が支援。	目標2
<b>【事業5】三次市相乗りタクシー事業の推進</b>	○バス等の利用が困難な高齢者等の移動手段確保のため、三次市相乗りタクシー事業を推進。 ○認知度が低いため、必要な市民に対して事業内容の周知を図る。 ○より活用しやすい制度にするため、必要に応じて内容を見直す。	
<b>【事業6】乗継・待合環境の改善</b>	○公共交通の乗継・待合環境の改善に向けて、交通機関同士の乗継が円滑にできるダイヤ編成、バスの待ち時間を確認できる「BUSit」の周知などを推進。 ○住民によるバス停、駅舎等の美化運動推進などの地域との協働を通じて、公共交通を守る機運を高める。	目標1
<b>【事業7】地域内生活交通検討会の開催</b>	○「地域内生活交通検討会」において地域事情や暮らしに応じた移動支援について検討し、実践に結びつけることで、地域の暮らし易さの向上を図る。 ○現在設置していない地域は、必要性が高く機運が高まった場合に設置。	目標3
<b>【事業8】公共交通の利用促進策の推進</b>	○公共交通利用者数の維持・増加を図るため、情報発信、バス等の乗り方教室、運賃の割引等のソフト施策を進めることにより、公共交通を移動手段の選択肢として捉える市民を増やすとともに、利用意識の醸成を図る。	
<b>【事業9】安心して運転免許を返納できる環境づくり</b>	○公共交通の利用環境づくりと合わせて、広島県警察等と連携し、三次市高齢者運転免許自主返納支援事業を推進。	目標2
<b>【事業10】乗務員不足への対応</b>	○バス乗務員等の不足は、運行サービスの確保・維持に係る大きな問題であり、交通事業者は積極的に採用活動などの対策を進め、三次市は情報発信等でこれを支援。	目標3
<b>【事業11】先進技術を活用した移動利便性向上策の研究</b>	○ICT等、先進技術活用による移動サービスの実証実験など、各地の事例を参考に、本市に適した先進技術の活用策について調査研究を行う。	目標1
<b>【事業12】災害に強い公共交通づくり</b>	○甚大かつ頻発化する豪雨災害やパンデミック等の災害に対して強い公共交通をつくるため、被災時における運休情報等の情報集約・発信のあり方検討、交通事業者によるBCP検討など、各主体において必要な備えを推進。	

※下線(赤色)：新規事業 / 下線(青色)：内容を大幅変更

### 3.3. 計画の達成状況の評価に関する事項

- 実施体制・・・本計画の事業は、市民や交通事業者、行政、他関係者が連携して推進しますが、その評価や改善を図るため、定期的に「三次市地域公共交通会議」を開催します。
- 評価方法・・・毎年度、本計画に定める事業の進捗や目的の達成状況について、評価指標等を用いて評価や検証を行います。その際、必要に応じて、例えば新たな計画事業の追加など、本計画自体に対しても、見直しを行うものとします。